

平成24年第4回横手市議会6月定例会会議録

議事日程（第5号）

平成24年6月27日（水曜日）午後1時30分開議

- 第 1 請願24第2号 発酵文化都市にふさわしく、生ごみを資源として活用し、可燃ごみ半減の横手市をめざすことを求めることについて
- 第 2 陳情24第5号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求めることについて
- 第 3 請願24第5号 果樹共済に係る共済掛金の一部助成について
- 第 4 請願24第6号 消費税増税に反対する意見書の提出を求めることについて
- 第 5 議案第73号 横手市印鑑条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第74号 横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第75号 横手市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第81号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第 9 議案第84号 平成24年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第85号 平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第86号 平成24年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第87号 平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第88号 平成24年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第89号 平成24年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第82号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
- 第16 議案第90号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第91号 平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第92号 平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第93号 平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第94号 平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第95号 平成24年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第22 請願24第4号 橋の拡張、架け替えについて
- 第23 議案第76号 横手市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第77号 土地の処分について
- 第25 議案第78号 財産の取得について
- 第26 議案第79号 財産の取得について
- 第27 議案第80号 財産の取得について

第28 請願24第1号 増田地域テニス活動の練習、試合場所確保について

第29 陳情23第21号 軽自動車の納税証明書について

第30 議案第83号 平成24年度横手市一般会計補正予算（第3号）

第31 議員派遣の件

第32 議会改革推進特別委員会の設置並びに委員選出について

本日の会議に付した案件

議事日程第5号に同じ

出席議員（29名）

1 番	木村清貴	2 番	佐藤誠洋
3 番	高橋聖悟	4 番	土田百合子
5 番	青山豊	6 番	齊藤勇
7 番	立身万千子	8 番	鈴木勝雄
9 番	小野正伸	10番	遠藤忠裕
11番	土田祐輝	12番	高橋大
13番	小沢秀宏	14番	堀田賢逸
15番	佐藤徳雄	16番	佐々木誠
17番	菅原惠悦	18番	齋藤光司
20番	佐藤清春	21番	佐藤忠久
22番	寿松木孝	23番	播磨博一
24番	佐々木喜一	25番	佐藤功
26番	塩田勉	27番	奥山豊
28番	阿部正夫	29番	高橋勝義
30番	田中敏雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市 長	五十嵐忠悦	副 市 長	鈴木信好
副 市 長	佐藤良吉	教 育 長	高橋準一
総務企画部長	浮嶋伸	財 務 部 長	石山清和

市民生活部長	小丹茂樹	健康福祉部長	柴田恒宏
産業経済部長	遠藤久志	建設部長	照井康晴
上下水道部長	鈴木弘志	教育総務部長	小川良平
教育指導部長	佐々木孝雄	消防長	泉田榮次
市立横手病院 事務局長	佐藤正弘	市立大森病院 事務局長	金澤和彦
総務企画部次長 兼人事課長	皆川規和	総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋利宏
総務企画部 総務課長	佐藤亮	総務企画部 経営企画課長	高橋嘉
財務部財政課長	三浦淳	横手地域局長	石山昭一
増田地域局長	遠藤晴美	平鹿地域局長	眞田正照
雄物川地域局長	福岡新作	大森地域局長	高山勇光
十文字地域局長	鈴木淳悦	山内地域局長	照井礼司
大雄地域局長	鈴木康和		

事務局職員出席者

事務局長	高橋実	主幹	佐藤しげ子
総務担当主査	佐藤和志	議事調査担当主査	長瀬肇
議事調査担当主任	藤井健一		

◎開議の宣告

○佐藤清春 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

◎教育長報告について

○佐藤清春 議長 教育長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 このたび教育委員会所属の男子職員による不適正な事務処理があった事案につきまして、謹んでご報告させていただきます。

当該職員が、横手市民会館に勤務していた平成19年度から23年度までの5年間にわたり、一般事務及び担当していた横手市自主文化事業委員会の事務局事務において不適正な事務処理を行っていたことが確認されたものでございます。詳細につきましては、あらかじめ皆様にお配りさせていただいた資料のとおりでございます。

当該職員の処分につきましては、6月25日に臨時教育委員会を開催し、地方公務員法第29条第1項第3号に抵触すると判断して、停職3カ月の懲戒処分とし、平成19年度から23年度まで管理監督の立場にあった上司に懲戒、訓告、嚴重注意の処分を6月26日に発令しております。

このたびの不適正な事務処理により、市民の皆様並びに市議会議員の皆様にご迷惑と教育行政に対する不信感を抱かせてしまい、教育長としてその責任を痛感し、衷心よりおわび申し上げます。

今後、このような事態を生じさせないよう教育委員会内で取り扱っている外部団体の事務局事務を見直し、及び会計監査体制の強化、教育委員会内での部、課、担当における業務の進捗状況、予算執行状況のチェック体制の強化を行い、失われた信頼を取り戻すべく教育委員会全職員が一体となって取り組んでいく所存でございます。

市民の皆様並びに市議会議員各位に対しましては、重ねて衷心よりおわび申し上げたいと思います。

◎請願24第2号の継続審査の申し出について

○佐藤清春 議長 日程第1、請願24第2号発酵文化都市にふさわしく、生ごみを資源として活用し、可燃ごみ半減の横手市をめざすことを求めることについては、厚生常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎陳情24第5号の継続審査の申し出について

○佐藤清春 議長 日程第2、陳情24第5号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求めることについては、厚生常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎請願24第5号の継続審査の申し出について

○佐藤清春 議長 日程第3、請願24第5号果樹共済に係る共済掛金の一部助成については、産業経済常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

産業経済常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎請願24第6号の継続審査の申し出について

○佐藤清春 議長 日程第4、請願24第6号消費税増税に反対する意見書の提出を求めることについては、総務文教常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎議案第73号～議案第89号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第5、議案第73号横手市印鑑条例等の一部を改正する条例より日程第14、議案第89号平成24年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題といたします。厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（28番阿部正夫議員）登壇】

○阿部正夫 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案10件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、初めに、議案第73号横手市印鑑条例等の一部を改正する条例について、現在、母国語表記している氏名を改正後は、必ず片仮名あるいは通称の日本名に直さなければならないことになるのかとの質疑に対し、当局より、できるという規定であり強制ではない。氏名は出身国の表記のままだが、それ以外に日本語読みやアルファベットなどで表記されている漢字圏以外の方は、片仮名読みを備考欄に記載することができることになるとの答弁がありました。

また、外国人住民が受けられる基礎的行政サービスにはどのようなものが含まれているのかとの質疑に対し、当局より、出産祝金や長寿祝金のほか、国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当、後期高齢者医療、印鑑登録などが挙げられるとの答弁がありました。

このほか、横手市における出身国別の外国人登録の状況について質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例について、現在の職員体制のまま利用定員を増員しても対応は可能かとの質疑に対し、当局より、生活保護10名、就労継続支援B型20名の利用定員に対し、基準として、生活介護には3名、就労継続支援B型には4名の職員が必要である。現在、生活介護に5名、就労継続支援B型には6名の職員が確保されており、職員数の面では対応可能であるとの答弁がありました。

また、利用定員の増による指定管理料の見通しはどのように考えているかとの質疑に対し、当局より、今年度から5年間の指定管理契約を結んでいるが、職員が確保されているので利用定員の増員は経営的に望ましい。また、指定管理料については、契約期間が終了する平成29年度以降発生しないと現時点では考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号横手市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について、空き家等には倒壊した建物や空き地も含むのかとの質疑に対し、当局より、住居や作業小屋などを想定している。倒壊した建物も廃材などが周囲に影響を及ぼす恐れがあることから、空き家等に含めるが、空き地は含まないとの答弁がありました。

このほか、官公署に対し文書の閲覧や資料の提供を求めることについての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとの決定いたしました。

次に、議案第81号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとの決定いたしました。

次に、議案第84号平成24年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これまで横手市の国保は、法定外繰り入れを行いながら運営してきている。一方で、今後の広域化について、どのように対応しようと考えているのかとの質疑に対し、当局より、県の財政調整交付金が2%引き上げられた部分には、国からの広域化に向けた調整のための費用が含まれている。広域化に向けた一番の課題は収納率と医療費の高低にある。横手市には健康の駅やいきいきサロンといった保健事業の実績があり、県南は、県北、中央と比べて医療費が低い。また、収納率においても県平均を上回っている。県には広域化によって収納率向上や医療費削減に対する意欲が弱まることのないよう、さらには頑張っている自治体の取り組みには目を向けてもらえるように働きかけていきたいとの答弁がありました。

また、一般被保険者の療養給付費の4%増、高額療養費の10%増は実績を見込んだものかとの質疑に対し、当局より、平成22年度、23年度の実績によるものであり、平成22年度は療養給付費が5%、高額療養費は16%の増加であった。平成23年度ではそれぞれ3%及び4%の増加であり、平均を見込んだものであるとの答弁がありました。

討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、高齢者の増加に伴って医療費は増え、不況のもとで低所得者がふえている状況でも、横手市では一般会計から法定外繰り入れを行って、保険料率を据え置きしたことを評価する。しかし、法律は改定されてしまった。市民福祉とは逆の方向に進む方針が決まったと考えている。国保は適切な国庫負担なしには成り立たない。国に対しては、あらゆる場において市民負担をなくすことを働きかけるとともに、予防医療と健康推進の施策をさらに強化すること訴えて賛成するとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものとの決定いたしました。

次に、議案第85号平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、人件費の増額は4月の人事異動により地域包括支援センターの体制が強化されたということかとの質疑に対し、当局より、横手庁舎1階に総合相談窓口を設置し正職員3名を増員した。福祉、介護の相談ばかりではなく、障害、生活困窮、高齢者のひとり暮らしなど複合的な相談が寄せられているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとの決定いたしました。

次に、議案第86号平成24年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について、民間の短期入所施設がふえてきているが、横手市が管轄する施設の現状はどのようになっているかとの質疑に対し、当局より、定員に届いていない状況にあるが、家族との面談を重視し、またケアマネージャー、包括支援センター、病院など広範囲に調整を取り合いながら利用者の増加に努めているとの答弁がありました。

また、災害時における福祉施設での緊急避難的な受け入れや手順を整備しておくべきであるとの意見

がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとの決定いたしました。

次に、議案第87号平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとの決定いたしました。

次に、議案第88号平成24年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）について、利用時間延長の内容はどのようになったのかとの質疑に対し、当局より、昨年度、利用者とその家族に意向調査を実施したところ、約7割の方が時間延長や祝祭日の利用を望んでいた。これまでの利用時間は午前10時から午後3時30分までだったが、老健施設では1時間延長し、午前9時45分から午後4時15分までとした。また、通所介護事業所については1時間半延長し、午前9時35分から午後4時35分までとした。延長部分は運動によるリハビリやレクリエーションの充実などで対応し、利用者数は5月の連休も含め順調に推移しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとの決定いたしました。

次に、議案第89号平成24年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）について、現在の看護師の体制は十分と考えているかとの質疑に対し、当局より、看護師は2年前に1名増員し2名としたが、休日も交代で勤務するため2人勤務となるのは1週間のうち4日程度しかない。夜間はいない状況である。大和更生園には、現在50名の入所者がいるが、毎日のように数名は通院しなければならないことから、看護師が1人勤務のときは運転士と支援員が付き添っている状況であり、現体制では厳しいと感じているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとの決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第84号平成24年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件を除く9件について採決いたします。

9件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、9件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第82号及び議案第90号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第15、議案第82号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について及び日程第16、議案第90号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（2番佐藤誠洋議員）登壇】

○佐藤誠洋 産業経済常任委員長 今定例会において産業経済常任委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第82号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、さくら荘の温泉井戸揚湯管の交換工事と農業者休養施設の修繕工事について、具体的な内容と工事による休業期間はどの質疑に対し、当局より、さくら荘の揚湯管は農業者休養施設でも利用されており、平成5年に1,003メートルの掘削をし、毎分321リットル出ている。230メートル付近にポンプがあり、9メートルごとにジョイントしている。ポンプは3年から5年で交換し、揚湯管を上げるときに腐食したり、破損していれば、随時、新しいものに取りかえてメンテナンスすることになっている。今回は230メートル分についてステンレス管をFRPの管に交換するものである。

また、農業者休養施設については、今冬の雪害で浴室のはりが破損し、補強はしているものの亀裂が広がりつつあるため新しいはりに取りかえるものである。さくら荘の工事は3日間、農業者休養施設は1カ月間を見込んでおり、どちらも利用客が少なくなる9月以降の工事を予定しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件について採決いたします。

2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、2件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第91号～請願24第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第17、議案第91号平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）より日程第22、請願24第4号橋の拡張、架け替えについてまでの6件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（25番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 それでは短く報告いたします。

今定例会において建設常任委員会に付託になりました議案5件、請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第91号平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、東日本大震災の影響により国の補助金が減っている。来年度以降に交付される補助金の見通しが立たない状況で、計画に沿った事業を実施することができないのではないかとの質疑に対し、当局より、今年度、三枚橋地区の土地区画整理事業計画を見直し、事業期間の延長を予定している。地権者にはご迷惑をおかけしているが、国の動向を注視しつつ事業の円滑な推進を図っていききたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとの決定いたしました。

次に、議案第92号平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第93号平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）、議案第94号平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第95号平成24年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）の4件については、定期人事異動に伴う職員人件費の調整が主なものであるため、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとの決定いたしました。

最後に、請願24第4号橋の拡張、架け替えについては、地域住民にとって重要な生活道路である橋であり、なるべく経費をかけずに拡張できないものかとの意見がありました。

本請願について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め採択すべきものとの決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、請願を除く議案5件について採決いたします。

5件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、5件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願1件について採決いたします。

1件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、1件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第76号～陳情23第21号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第23、議案第76号横手市火災予防条例の一部を改正する条例より日程第29、陳情23第21号軽自動車の納税証明書についてまでの7件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（23番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案5件及び継続審査となっております請願1件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第76号横手市火災予防条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、市内の急速充電設備の設置状況についての質疑に対し、当局より、5月末の時点でトヨタ系列で1台、日産系列で1台が設置されている。なお、電気自動車の販売台数は、いずれの系列も10台に満たないという状況であったとの答弁がありました。また、条例の施行前に設置された急速充電施設については、将来的に規定に適合してもらえようような指導をしていくのかとの質疑に対し、当局より、既に設置されている急速充電設備と言われるものについては、今回の規定の適用を受けないと定められているので、当面は適用しない形で進めたいと考えているとの答弁がありました。

このほか、施行期日についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号土地の処分については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号財産の取得について、主な質疑と答弁を申し上げますと、購入する外部アンテナは、他のメーカーと互換性はないのかとの質疑に対し、当局より、コード式の外部アンテナは3種類ほど市販されているが、いずれもねじ込み式で、延長は2、3メートルほどである。今回購入しようとする外

部アンテナは、ジャック式で簡単に抜き差しができ、また、10メートルほどの延長があるので、部屋の中での設置に自由度が高い。このようなことから、メーカーの純正アンテナの購入に至ったところであるとの答弁がありました。

また、ラジオの購入はさきに承認した経緯があるが、今回、外部アンテナが加わったことにより状況が変わったとは考えられないかとの質疑に対し、当局より、FM中継局が整備されたが、山間部あるいは建物の陰という理由で難聴地域があること、また、FMは部屋の中で聴きづらいという面があることから、緊急時も含めてラジオを聴きやすい状況に手だてする必要があると考えている。確かにアンテナの購入という部分では状況の変化に当たると思うが、ラジオ配付の目的にはかなうものと判断しているとの答弁がありました。

このほか、ラジオが故障した際の対応についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号財産の取得について、主な質疑と答弁を申し上げますと、高規格救急車の導入が進むことによって、救急救命士を含めた人的な体制はとれているのかとの質疑に対し、当局より、救急車の運行については、安全性や迅速性を考慮して、ことし4月から高規格、普通救急の種類にかかわらず、すべて4名乗車で運行しており、その実績や成果のデータを収集しているところである。あわせて、昨年度から救急救命士を年に2名ずつ養成しており、高規格救急車が導入されていない4分署についても早い時期に高規格に移行し、常に高規格で稼働できる体制を組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号財産の取得について、主な質疑と答弁を申し上げますと、車両配備の見直しについての質疑に対し、当局より、現在、山内を除いた各分署にポンプ車とタンク車を配備している。消防車両の削減を計画しているが、どちらかを減らすのではなく、両方の機能を兼ね備えた車両を来年度から試験的に導入し、特に支障がなければ、順次切りかえを図りながら台数を整備したいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願24第1号増田地域テニス活動の練習、試合場所確保について、主な意見を申し上げますと、学校統合が進む中で、スポーツ施設、教育施設、また、公共施設全体のあり方が問われていると思う。新しいコートをつくってほしいという気持ちは十二分に理解できるが、今後の財政運営等を考えると非常に難しいと思われるとの意見がありました。

また、体育施設全般について、今後すべてを維持できるかは非常に疑問が残る。また、人口減少、生徒や児童の減少が進む中で、どの程度の利用率が確保できるかわからない。ただ、地域の思いを理解できる場所もあるので、増田中学校の排水設備を整備していただいた上で、スポ少も中学校の設備を共同的に利用することを検討してほしいとの意見がありました。

本請願について討論はなく、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、陳情23第21号軽自動車の納税証明書について、審査の経過を申し上げますと、初めに、当局より、県内13市中、由利本荘市のみが本年度から有効期限を延長している。当市の軽自動車税の納税証明書の有効期限は、納付書納付、口座振替ともに翌年の5月30日となっている。仮に口座振替の有効期限を延長した場合、利用者にとっては車検を受けられる期間が拡大するという利点はあるが、逆に納付書納付と口座振替納付の有効期限に違いが生じるため公平性に欠けるという問題が発生する。このようなことから、当局としては、有効期限を延長しないという検討結果になっているとの現状の説明がありました。

審査における主な質疑と答弁を申し上げますと、由利本荘市で実施したということは、当局が考えている懸案を何かしらの工夫によってクリアしたと思われるが、その情報は得ていないかとの質疑に対し、当局より、そのような情報は得ていない。業界からの要望を検討した結果、実施することになったとのことであったとの答弁がありました。

また、納期を条例で規定しているようだが、その期日を変更することによって時期のずれを解消できないかとの質疑に対し、当局より、口座振替の場合、一斉に引き落としをした後、消し込み作業や納税証明書の発送作業に10日ほど要するため、納期を延長しても同じような現象が起きてしまう。その10日間に軽自動車の車検をとる場合、一時的に納税証明書がない状況が発生してしまうが、そのような方については、地域局の窓口で口座引き落としされた通帳を持参していただき、引き落としが確認できれば即刻納税証明書を発行している。今年度そのようなケースが30件あったとの答弁がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

24番佐々木喜一議員。

○24番（佐々木喜一議員） 請願の仲立ちをしたという意味と、これからの体育施設のあり方等について参考にしたいと思いますので、少し委員会審議の内容を質問させていただきたいと思います。

ここに書かれている質疑のほかにもどのような質疑があったか。また、当局からどのような答弁があったかをお知らせいただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 総務文教常任委員長。

○播磨博一 総務文教常任委員長 本請願につきましては継続となっておりますけれども、今回の審査については特段な質疑はございませんでしたが、今、報告を申し上げましたとおり、2件の意見がございました。その中に書いてあるとおりでございますけれども、今後の人口減少あるいは生徒数の減、そういったことに伴う施設の利用状況等、そういったことを勘案して、さらには財政的な面も考慮しながら、検討して結論を見出すべきではないかというふうな意見がございました。具体的にはそういうことでございます。

○佐藤清春 議長 24番佐々木喜一議員。

○24番(佐々木喜一議員) そうすれば質疑の中に、地域設備のあり方、あるいはバランスというようなことでの質疑、答弁はなかったということでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務文教常任委員長。

○播磨博一 総務文教常任委員長 ご意見の中には、地域の事情を考えるとといいますか、そういった形の中で、今回、請願の趣旨にもございました増田地域のテニスコートについては、増田中学校のテニスコートの排水の関係ですけれども、それを整備していただきながら、それを利用できる方向性もあるのではないかというふうな意見はございました。以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、請願、陳情を除く議案5件について採決いたします。

5件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、5件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、請願24第1号増田地域テニス活動の練習、試合場所確保についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本請願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【起立少数】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、請願24第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情23第21号軽自動車の納税証明書についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【起立少数】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情23第21号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第83号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第30、議案第83号平成24年度横手市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長

【一般会計予算特別委員長（7番立身万千子議員）登壇】

○立身万千子 一般会計予算特別委員長 一般会計予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案第83号について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第83号の審査につきましては、6月11日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。各分科会の審査は6月21日に行われました。

先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、すべて原案のとおり可決すべきものでございました。

本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

議案第83号平成24年度横手市一般会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○佐藤清春 議長 日程第31、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件
のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一
任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

◎議会改革推進特別委員会の設置並びに委員選任について

○佐藤清春 議長 日程第32、議会改革推進特別委員会の設置並びに委員選任についてを議題といたしま
す。

本件については、議会改革推進に関する事項、議員定数、議員報酬、政務調査費、政治倫理等につい
て10人の委員で構成する議会改革推進特別委員会を設置し、これに付託の上、平成25年3月定例会まで
閉会中もなお調査できることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件については、10人の委員で構成する議会改
革推進特別委員会を設置し、これに付託の上、平成25年3月定例会まで閉会中もなお調査できることに
決定いたしました。

ただいま設置されました議会改革推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項
の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり10人を議長が指名いたします。

◎閉会の宣告

○佐藤清春 議長 これで平成24年第4回横手市議会6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 2時21分 閉 会